規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票 [所管省庁名:財務省] 【事務·事業名】 独立行政法人酒類総合研究所法第12条 1. 根拠法令 2. 実施主体 (独)酒類総合研究所 3. 従事者数 49名(平成18年10月1日現在:うち理事長1名、理事1名) 4. 予算額 平成18年度予算:1310百万円 5.事務・事業の 酒類の高度な分析・鑑定およびこれらの手法開発並びに酒類に関する研究等を 内容 行うもの 酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」および「酒類業の健全 な発達」を図るという任務を担当している国税庁酒税課の所掌事務の中で、酒類 の分析・鑑定その他の技術的事項に関することを所掌している鑑定企画官の事務 6.民間開放の のうち、高度に技術的・科学的な部分を担っており、酒税課・鑑定企画官との密接 状況 な連携の下で、効果的かつ効率的に事務の運営を行っている。酒類総合研究所 の事務は、国税庁の行政にとって不可欠なものであるため、民間移管は適当でな いと考えている。 7. 当該事務事業 国税庁の任務である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な を廃止した場合 発達」を適切に遂行することに支障をきたすおそれがある。 の影響 (酒類総合研究所の業務を国が行う必要性および国の政策への反映について) 酒類総合研究所の業務を国が行う必要性については、上記の通りである。 具体的 には、酒税法は酒類を清酒、しょうちゅう、ビール等の17品目に区分し、更にアル コール度数等に応じて異なる税率を適用しているところ、適正な課税を行うために は酒類を分析し、どの種類に該当するかの鑑定が重要となる。研究所は、この分 析・鑑定方法を開発するとともに、技術・高度な分析機器等を必要とするものの分 析・鑑定を行っている。また、大手のビールや洋酒等の大手メーカーを除けば研究 機関を有しない酒類製造者がほとんどであり、産業行政の観点からも基礎的・基 盤的研究は必要不可欠なものである。なお、国税局鑑定官室は、酒類総合研究所との密接な連携の下、酒類製造場に対して、技術指導や品質・安全性のチェッ 8. 更なる民間開放 についての見解 クを行っており、酒類総合研究等は、国税庁の酒税の賦課および産業行政に適切 に反映されている。 (中間とりまとめについて) 「中間とりまとめ」に対する回答は、研究を「国が関与せず、民間に任せた場合」に ついては、研究成果は研究を行った企業のみのノウハウとなり、業界全体には普 及しないということを述べたものである。 (民間委託を制限する法令の有無について) 酒類総合研究所の業務を民間委託することを制限する法令はない。 ・・第2期中期目標、中期計画について、見直しの検討により、民間にできるこ とは民間にゆだねるとともに、より一層の効率的かつ効果的な運営をすることになっている。見直しをした三点(研究及び業務の重点化・効率化、法人の任務・役 9.個別の質問項目 割等の明確化、非公務員による業務実施)について具体的な内容、結果について 教えて頂きたい。 ···研究業務の民間委託について、民間に委託することでその/ウハウを活用できるので、基礎的研究は大学等に、課税のための分析研究は民間企業に委託 (回答については 別紙参照) すればよいのではないか?国が研究業務を行わなければならない理由はないと 思われる。 ・・・酒類の課税上の分析業務について、分析そのものは事実の判定であり、そ こに国が判断をするものではない。分析結果を国が判断すればよく、分析それ自 体を国が行わなければならない理由はない。分析業務を課税情報に包含する理 由は何か? ・・・酒税法上の区分毎における過去3年分程度の分析業務実績を教えて頂き たい。 ・・・研究成果について、中小企業などを含めた業界全体に対してどのように提 供され、また活用されているのか教えていただきたい。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

···評価委員会は何を根拠に評価をしているのか?